

1. 建築物

[12]受付カウンター・記載台

整備の基本的考え方

多くの人が利用する受付カウンターや記載台は高齢者や障害者の利用を考慮した高さにする等、利用しやすい構造とする。

整備基準

受付カウンター又は記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用することができるよう適切な高さとし、かつ、その下部に十分な空間を確保した受付カウンター又は記載台を1以上設けること。

さらに望ましい基準

- ・呼び出しを行なうカウンターでは、音声によるほか、電子標示板等を設置すること。

○解説

※適切な高さ：車いす使用者の利用に配慮し、カウンターの高さは70cm程度とする。

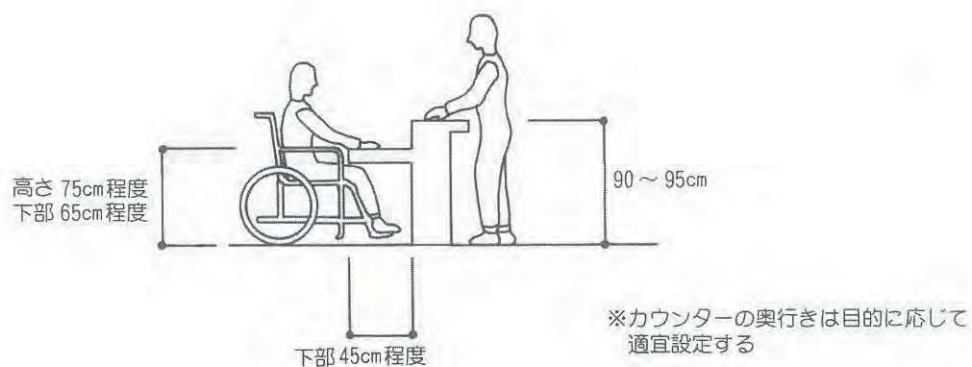
※下部に十分な空間：カウンターの下部は、高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを確保した構造とする。

○配慮事項

- ・カウンターにはいすを備えて高齢者等の利用に配慮すること。
- ・立位で使用するカウンターは身体の支えとなるように台を固定し、必要に応じて手すりを設けること。また、車いす使用者用カウンターを併設することが望ましい。

参考解説図

■受付カウンターの仕様



■カウンター・記載台の整備例

